

## (仮称)阿蘇草原再生協議会設立趣意書(案)

環境省自然環境局九州地区自然保護事務所

阿蘇の草原(野草地のことをいう。以下同じ。)は、有史以降、「放牧」、「採草」、「野焼き」など人々が積極的に手を入れることによって維持されてきた半自然草地です。

その歴史の長さから「千年の草原」とも呼ばれ、長い年月にわたる維持管理によりはぐくまれた多様性に富む生態系とすぐれた景観は、自然とともに生きる豊かな文化を象徴するものでもあり、大きな価値を有するものです。この日本を代表する草原環境は、地域の人々の生業(農畜産業)により維持されてきたものであり、古くから農畜産業が営まれてきたわが国の特徴である多様な二次的自然の象徴ともいえます。

しかし、生活形態の変化や農畜産業を取りまく環境変化、高齢化等により、草原維持のための一連の作業を行うことが困難になりつつあり、その結果、近年は草原面積の減少や変容が進み、草原環境の悪化が進んでいます。これに対し、草原の保全・再生や維持管理に向けて、地元の人々や団体、関係行政機関などにより様々な取り組みが行われるようになってきました。

平成15年1月に自然再生推進法が施行され、同年4月には自然再生基本方針が決定されました。ここでいう「自然再生」には、二次的自然の保全・再生や維持管理も含まれ、阿蘇の草原もその対象となります。阿蘇草原地域における自然再生(以下「阿蘇草原再生」という。)の取り組みには、草原環境の保全・再生に配慮した農畜産業を中心とする地域に根ざした持続性のある維持管理の仕組みの創出が欠かせません。このため、農畜産業関係者を始め地域の多様な主体の参加とさらに幅広い担い手の確保・育成が必要であり、多くの主体が共通の認識を持った上で長期にわたり連携していくことが求められることから、この法律に基づく「阿蘇草原再生協議会」を設立することになりました。

阿蘇の自然と人々のいとなみにはぐくまれた貴重な草原環境を子供たちの世代に引き継ぐため、共通の認識のもとに多くの人々の参画を得て、阿蘇草原再生の活動を推進していきたいと考えています。

阿蘇草原再生に関する詳しい情報源

環境省阿蘇草原再生ホームページ <http://www.aso-sougen.com>